

地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

事業目的

特に分娩取扱施設が少なく、当面、集約化が困難な地域に所在する施設に対して、分娩取扱を継続するための運営に係る費用を支援することにより、分娩取扱機能を維持することを目的とする。

事業概要

分娩を取り扱う病院の数が1以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が2以下である二次医療圏に所在する分娩取扱施設（病院・診療所）に対して、経営の安定化を図るための支援を行う。

（支給額）運営費（※1）

基準額と、対象経費の実支出額とを比較し少ない方の額の1/2を交付額とする（国1/2、都道府県1/2）

基準額	対象経費
1か所当たり	
①分娩取扱期間 年間9月以上 11,400千円	必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、諸謝金、社会保険料
②分娩取扱期間 年間6月以上9月未満 7,600千円	
③分娩取扱期間 年間6月未満 3,800千円	
（注）交付額は調整の上決定することもあり得る	

支給対象

（支給対象）

- 当該年度において分娩を取り扱うこと。
- 前年度末において、分娩を取り扱う病院の数が1以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が2以下である二次医療圏に所在する分娩取扱施設
- 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。
- 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。
- 今後の分娩取扱について都道府県や地域の他の分娩施設との連携の状況や取組に関する計画を提出すること（※2）
- 周産期母子医療センター運営事業、産科医療機関確保事業、分娩取扱施設支援事業、地域連携周産期支援事業（産科施設）の交付を受ける施設は対象外

※1 令和6年度の経費を対象とする予定。

※2 今後の分娩取扱の予定、他施設との連携の有無、都道府県との連携の有無について記載いただくもの。（別途様式あり）
分娩取扱を継続予定の施設が支給対象となる。

※提出のあった事業計画を踏まえて、**予算の範囲内**で国から都道府県に配分を行う

